



2021年2月19日

各 位

会 社 名	スター精密株式会社
代 表 者 名	取締役社長 佐藤 衛
コード番号	7718 東証第1部
問い合わせ先	上席執行役員管理本部長 山梨 正人 TEL. 054-263-1111

取締役のストック・オプション報酬額の改定および 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対するストック・オプション報酬額の改定および譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、これらに関する議案を2021年3月25日開催予定の第96期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

I. スtock・オプション報酬額の改定

1. スtock・オプション報酬額の改定の目的

当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額（株式報酬型ストック・オプションおよび通常型ストック・オプション）については、2016年5月26日開催の第91期定時株主総会において、年額1億円以内と決議しております。

今般、下記の「II. 譲渡制限付株式報酬制度の導入」に伴い、すでに付与済のものを除き、株式報酬型ストック・オプションを廃止することといたします。ただし、通常型ストック・オプション制度は継続し、ストック・オプション報酬額を年額2千万円以内の範囲で割当てることにつき、ご承認をお願いする予定であります。

なお、通常型ストック・オプションとしての新株予約権の付与は、中長期的な業績向上と企業価値の向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とするものであります。

2. 通常型ストック・オプションとしての新株予約権の概要

(1) 新株予約権の上限

600個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」といいます。）は100株とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式60,000株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の目的である株式の総数の上限とする。

なお、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」といいます。）以後、当社が普通株式につき、株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることがで

きる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」といいます。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、その金額が割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日以後、当社が株式分割または株式併合を行う場合等、行使価額の調整を必要とするときは、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会決議の日後2年を経過した日から当該決議の日後10年の範囲内で当社取締役会において定める期間とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、権利行使時において当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、任期満了による退任または会社都合により当該地位を失った場合はこの限りでない。
- ② 新株予約権の相続はこれを認めない。
- ③ 新株予約権の質入れ、その他一切の処分はこれを認めない。
- ④ その他の条件は、当社取締役会に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 新株予約権者が上記（6）による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約もしくは会社分割計画承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合には当社取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

(9) その他の事項

上記（1）から（8）までの事項の細目およびその他の事項は、当社取締役会において決定する。

II. 譲渡制限付株式報酬制度の導入

1. 本制度の導入目的等

本制度は、当社の対象取締役および当社の取締役を兼務しない執行役員（以下、対象取締役と併せて「対象取締役等」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本制度の導入に当たり、対象取締役に対しては譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、「I. ストック・オプション報酬額の改定」のとおり、当社は本株主総会において、現行のストック・オプション報酬のうちの株式報酬型ストック・オプションに代えて本制度を新たに導入し、当社を対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記報酬枠とは別枠にて年額8千万円以内に設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定であります。

2. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなる。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、当社取締役会において決定する。なお、各対象取締役等への具体的な支給時期および配分については、当社取締役会において決定する。

(2) 譲渡制限付株式の総数

本制度に基づき対象取締役に対して当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は、年200,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とする。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得

本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役等との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件とする。

(4) 譲渡制限付株式の管理

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定である。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上